８ 短期入所生活介護費

基本部分				
イ 短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	（ 620 単位）
			要介護2	（ 687 単位）
			要介護3	（ 755 単位）
			要介護4	（ 822 単位）
			要介護5	（ 887 単位）
		(二) 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1	（ 640 単位）
			要介護2	（ 707 単位）
			要介護3	（ 775 単位）
			要介護4	（ 842 単位）
			要介護5	（ 907 単位）
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1	（ 579 単位）
			要介護2	（ 646 単位）
			要介護3	（ 714 単位）
			要介護4	（ 781 単位）
			要介護5	（ 846 単位）
		(二) 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1	（ 599 単位）
			要介護2	（ 666 単位）
			要介護3	（ 734 単位）
			要介護4	（ 801 単位）
			要介護5	（ 866 単位）
ロ ユニット型短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉	要介護1	（ 718 単位）
			要介護2	（ 784 単位）
			要介護3	（ 855 単位）
			要介護4	（ 921 単位）
			要介護5	（ 987 単位）
		(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈ユニット型準個室〉	要介護1	（ 718 単位）
			要介護2	（ 784 単位）
			要介護3	（ 855 単位）
			要介護4	（ 921 単位）
			要介護5	（ 987 単位）
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉	要介護1	（ 677 単位）
			要介護2	（ 743 単位）
			要介護3	（ 814 単位）
			要介護4	（ 880 単位）
			要介護5	（ 946 単位）
		(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈ユニット型準個室〉	要介護1	（ 677 単位）
			要介護2	（ 743 単位）
			要介護3	（ 814 単位）
			要介護4	（ 880 単位）
			要介護5	（ 946 単位）

	注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は	注 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 専従の機能訓練指導員を配置している場合	注 個別機能訓練加算	注 看護体制加算（Ⅰ）	注 看護体制加算（Ⅱ）	注 医療連携強化加算	注 夜勤職員配置加算	注 認知症行動･心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合	注 緊急短期入所受入加算	注 長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合
イ	×97／100	×70／100	×70／100		1日につき＋12単位	1日につき＋56単位	1日につき＋4単位	1日につき＋8単位	1日につき＋58単位	1日につき＋13単位	1日につき＋200単位（7日間を限度）	1日につき＋120単位	片道につき＋184単位	1日につき＋90単位（7日間を限度）	1日につき－30単位
ロ				×97／100						1日につき＋18単位					

ハ 療養食加算	（1日につき 23単位を加算）	
ニ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算（Ⅰ）を算定している場合	（1日につき 421単位を加算）
	(2) 看護体制加算（Ⅱ）を算定している場合	（1日につき 417単位を加算）
	(3) 看護体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）をいずれも算定している場合	（1日につき 413単位を加算）
	(4) 看護体制加算を算定していない場合	（1日につき 425単位を加算）
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	（1日につき 18単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	（1日につき 12単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 6単位を加算）
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×83/1000）
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×60/1000）
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×33/1000）
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき ＋(3)の90/100）
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき ＋(3)の80/100）

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目